1. 商品名 (愛称)	建立宁期码令(5 D 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1. 阳阳石(发仰)	積立定期預金 (クローバー積立定期預金) ※2024年4月1日より新規お取扱い (口座開設) を中止してい
	<u> </u>
2. 販売対象	・法人および個人
3.期間	・積立契約期間1年、2年、3年、4年、5年の5種類。 ・積立期間は各々満期日の3ヵ月前の応答日までとします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・積立期間中の定額および随時預入・1,000円以上・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課 税	・預入毎に預入期間に応じてそれぞれスーパー定期の預入日における下記の店頭表示の利率を適用します。 a 満期日までの期間が3ヵ月以上6ヵ月未満のものは、期間3ヵ月のものの利率 b 満期日までの期間が6ヵ月以上1年未満のものは、期間6ヵ月ものの利率 c 満期日までの期間が1年以上2年未満のものは、期間1年ものの利率 d 満期日までの期間が2年以上のものは期間2年ものの利率 ・満期日から逆算して2年ごとの応答日を利息計算日とし、その日までに1年または2年以上預入期間が経過した分について利息を計算し、元金に加えます。 ・利息は満期日以降に一括して支払います。 ・満期支払い時には預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの期間に応じた店頭表示の利率を乗じて計算します。 ・個人:分離課税(20%) ※ ただし、平成25年1月1日~令和19年12月31日までにお受取りになる利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
7. 手数料	・法人:総合課税
8. 付加できる 特約事項	・個人の場合、法令に定められた条件を満たせばマル優の取扱いができます。・当行との口座振替特約契約により他の預金からの自動振替入金ができます。

9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数を計算し、日数に応じた中途解約利率(スーパー定期と同様)により個別に算出した利息額を算出しその合計額をもって中途解約利息とする個別計算法によって算出した利息とともに払い戻します。
10. その他参考となる事項	・期日後利息は解約または書替継続日の普通預金利率により計算します。・金利については窓口までお問い合わせ願います。
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772